

令和6(2024)年度栃木県地域おこし協力隊採用サポート事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する栃木県地域おこし協力隊採用サポート事業業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

栃木県地域おこし協力隊採用サポート事業業務

2 業務目的

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、地域社会を担う人材が減少している。地域外からの人の流れを創出し、地域の活力を生み出していくことが求められることから、「地域おこし協力隊」（以下「協力隊」という。）制度の活用が必要とされる。

そこで、本事業では、市町における協力隊制度の理解促進を図るとともに、市町が協力隊の募集要項の設計から選考までの効果的な手法を学ぶ機会を設けることにより、協力隊の募集・採用力を強化する。これらの取組により、協力隊と市町のミスマッチの減少を図り、本県の地域活性化につなげていく。

3 委託期間

契約締結の日から令和7(2025)年3月7日（金）まで

4 業務の内容

(1) 地域おこし協力隊制度等基礎講座の企画運営

ア 目的

市町の協力隊担当者向けに、市町担当者の円滑な業務進行につなげるため、協力隊制度の理解を促進するとともに、協力隊の受入体制構築の考え方を学ぶ講座を実施する。併せて、伴走型採用サポートセミナーを周知し、各市町の参加を促す。

イ 対象 県内全市町職員 50名程度

ウ 内容

回数：1回

時間：平日の10時から16時のうち2時間程度を想定

方法：対面開催を基本とする。

プログラムには以下の内容を盛り込むこととし、協力隊制度の理解促進を図るよう、セミナーの開催時期、プログラム、講師を提案すること。

- ① 県職員による、協力隊制度の概要等の説明
- ②-1 協力隊採用に当たっての、受入体制構築講座
- ②-2 4(2)伴走型採用サポートセミナーの説明
- ③ 参加者間の意見交換（45分程度）

※乙がファシリテーターとなって行うこと。

(2) 伴走型採用サポートセミナーの企画運営

ア 目的

本年度以降に募集を予定している市町の協力隊担当者向けに、市町の採用希望に沿った協力隊の確保を図るため、募集要項の設計や選考の効果的な手法を学ぶセミナーを実施する。

イ 対象

- ・セミナー参加市町（以下「参加市町」という。）の数は3市町以上とする。参加市町数を提案すること。
- ・なお、参加市町の募集及び選定は甲が行い、選定基準については、甲、乙協議の上、決定する。

ウ 内容

① 採用サポートセミナー

回数：4回以上

時間：平日の10時から16時のうち2時間程度を想定

方法：対面開催を基本とする。

- ・協力隊の募集から選考までの採用過程に応じたテーマを設定し、それぞれの考え方や業務の手法を習得できるように内容を設定すること。
以下の想定されるテーマを参考に、セミナーの開催時期、各回のテーマ、プログラム内容、講師等を提案すること。

【想定されるテーマ】

(ア) ミッション・人物像の設計

地域及び市町が求める人物像やミッションの設計までのプロセス

(イ) 募集要項の設計

具体的な募集要項の内容について、必要な項目や書き方のポイント

(ウ) 募集の方法

募集に係る情報発信に当たり意識するポイント

(エ) 選考の方法

ミスマッチを防ぐための選考と面接のノウハウ

- ・各テーマごとにセミナー内容の理解を深めるためのワークシート等の資料を作成すること。資料は、各セミナーの1ヶ月前までに、甲に提出し、承認を得ること。

② フォローアップ面談

参加市町の求めに応じて、以下のとおり、4(2)ウ①の内容のフォローアップを行い、習熟度の向上を図ること。以下を参考に、フォローアップの回数、方法、内容、体制について提案すること。

回数：4(2)ウ①の開催に応じて、1参加市町当たり、各回1回以上

時間：平日の9時から17時のうち1時間程度を想定

方法：対面開催・オンライン開催を問わない。

(3) アーカイブ動画について

- ・ 4 (1) 及び(2) ウ①については、内容を録画し、必要に応じて編集を行った上で、アーカイブ動画を制作すること。アーカイブ動画は次回セミナーまでに、遅滞なく YouTube 等の動画配信サイトへアップロードし、その URL を甲に送付すること。当日の録画、配信 URL の作成等アーカイブ動画制作に係る業務はすべて乙が実施する。
- ・ アーカイブ動画は、県内全市町に展開できるものとする。
- ・ URL とは別に、編集済みのアーカイブ動画を、インターネット上での公開が可能な MP4 形式の電子データにて、CD-R 等の媒体に格納し、甲に納品すること。

(4) 県内市町の支援について

協力隊の採用に関し、4 (1) (2) の他に実施できる提案がある場合は、その内容、体制を提案すること。

(5) 会場及び使用設備について

- ・ 4 (1) 及び(2) ウ①については、栃木県庁舎（宇都宮市）の会議室等（使用料無料）にて開催すること。4 (2) ウ②及び(4)については、甲、乙協議の上、会場を決定する。
- ・ 栃木県庁舎のスクリーン、プロジェクター及び音響等の庁舎設備（アーカイブ配信に必要な設備等を除く）についても、乙は、無料で使用することができる。

(6) 全体管理業務

乙は、上記 4 (1)～(4) の各業務を実施する他、各講座・セミナーの日程調整、講師の選定、事業実施に必要な全ての業務を行う。ただし、各講座及びセミナーの開催に当たっての準備から当日までの実施体制について、甲に一定の役割分担が発生する場合は、その内容を企画提案書に示すこと。

(7) スケジュール

次のとおり想定している。講座、セミナー及びフォローアップ面談の詳細な日程については、甲、乙協議の上、決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第 10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第 11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第 13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第 14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(注 1) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。